環 備 - 3 9 3 令和3年9月30日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長 (公 印 省 略)

「産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続き要領」の制定について(通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」に基づく産業廃棄物を使用した試験研究の適正な実施を確保するため、秋田県内(秋田市を除く。)で行う場合に要する手続き等について、要領を別添のとおり制定しましたので通知します。

ついては、貴協会の会員へ周知してくださるようお願いいたします。

なお、要領に定める試験研究計画書等の様式は本県ホームページ「美の国あきたネット」に掲載しておりますので、併せてご確認ください。(コンテンツ番号: 60594)

【担当】

秋田県生活環境部 環境整備課 廃棄物対策班 近藤

電 話: 018-860-1624 F A X : 018-860-3835

E-mail: recycle@pref.akita.lg.jp

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

(目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究(以下「試験研究」という。)を行うにあたり、「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成18年3月31日環廃産発第060331001号)に基づく計画書の事前提出等の必要な手続を定めることにより、当該試験研究の適正な実施を確保することを目的とする。

(試験研究計画の提出)

- 第2条 秋田県内(秋田市を除く。)において試験研究を行おうとする者(以下「試験研究実施者」という。)は、試験研究を行おうとする日から起算して30日前までに、試験研究計画書(様式第1号)を、試験研究を行う場所を管轄する保健所長に提出するものとする。
- 2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 試験研究を行う場所の地図
 - (2) 試験研究の目的、方法等の内容がわかる書類
 - (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
 - (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、試験研究実施者と産業廃棄物の提供者とが締結した産業廃棄物の提供と関する書類
 - (5) 試験に使用する産業廃棄物の量の算出方法がわかる書類
 - (6) 試験研究に関する工程表
 - (7) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
 - (8) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
 - (9) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
 - (10) 試験研究に使用する施設の維持管理状況がわかる書類
 - (11) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書 類
 - (12) その他保健所長が必要と認める書類
- 3 試験研究の実施期間は原則として1年を超えないものとする。

(試験研究変更計画の提出)

第3条 試験研究実施者は、前条の計画を変更しようとするときは、 当該変更をしようとする日から起算して10日前までに、試験研究変 更計画書(様式第2号)を、試験研究計画書を提出した保健所長に 提出するものとする。

(試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

- **第4条** 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号のすべてを満たすものとする。
 - (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案もしくは発明に係るものであること。
 - (2) 試験研究の期間は、試験研究の結果を示すことができる合理 的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要 な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる 合理的な期間に取り扱う量であること。
 - (3) 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。)(以下「法」という。)第 12 条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。試験研究に使用する施設については、法第 15 条の 2 第 1 項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
 - (4) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その 試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断 し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものではな いことが確認できるものであること。

(現地調査)

第5条 保健所長は、第2条第1項又は第3条の規定により計画書が 提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(試験研究計画に対する指導等)

第6条 保健所長は、第2条第1項又は第3条の規定により計画書が 提出された場合において、その計画書及び現地調査の結果等を総合 的に勘案し、その計画が法令等の基準に適合しないと認めるとき は、試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うもの とする。

(試験研究完了の報告)

第7条 試験研究実施者は、試験研究を完了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式第3号)を、試験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。

試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を完了した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

2 前項の試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 試験研究結果がわかる書類
- (2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類
- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他保健所長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

- 第8条 試験研究実施者は、試験研究を中止した場合は、速やかに試験研究中止報告書(様式第4号)を、試験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。
- 2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した 日から起算し30日以内に試験研究完了報告書(様式第3号)を、試 験研究計画書を提出した保健所長に提出するものとする。ただし、 試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を中止した 日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認し た日」とする。
- 3 前項の報告書には、第7条第2項に掲げる書類を添付するものと する。

(適用除外)

第9条 公的機関が試験研究を行う場合、その他保健所長が認めた場合は、この要領の一部を適用しないことができる。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

		試験	·研究計画書			
秋日	田県○○保健所長 宛				年	月 日
		(-	試験研究実施	者)		
		1	主 所			
産業	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第2条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。					
	試験研究の名称		<u> </u>			
	実施場所 (施設設置場所)					
目的		□学術研究 □処理設備の整備 □処理技術の改良・考案 □発明				
	実施期間※1	年	月 日	~	年 月	日
※2 使	産業廃棄物の種類	入手先	運搬者	予定受入量	搬入頻度	備考
用						
すって						
る 産						
業						
廃 棄						
来 物						
連絡先		(所属) (担当者名) (電話番号) (メールアド	レス)			

- ※1 試験研究に使用する施設の設置予定日や産業廃棄物の搬入予定日から、試験完了予定日までを記載すること。なお、試験研究により 産業廃棄物が発生する場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認できる日までを記載すること。
- ※2 使用する産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、予定受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を 記載すること。

	試験研究変更計画書
	年 月 日
秋田県○○保健所長 宛	
	(試験研究実施者)
	住 所
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
産業廃棄物を使用した試験研究	に関する手続要領第3条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
試験研究の名称	
変更内容**1	
发	
変更年月日	年 月 日
変更理由	
本份 牛	(所属) (担当者名)
連絡先	(電話番号) (メールアドレス)

(日本産業規格 A列4番)

試験研究完了報告書

年 月 日

秋田県〇〇保健所長 宛

(試験研究実施者)

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領(第7条第1項 第8条第2項)の規定により、関係書 類を添えて報告します。

	試験研究の名称					
	実施場所 (施設設置場所)					
	実施期間*1	年	月日	~	年 月	日
*2 使	産業廃棄物の種類	入手先	運搬者	受入量	搬入頻度	備考
用						
し						
た						
産						
業						
廃						
棄物						
420	連絡先	(所属) (担当者名) (電話番号) (メールアド	ンス)			

(記入上の注意)

- ※1 試験研究に使用した施設の設置日や産業廃棄物の搬入日から、試験完了日までを記載すること。なお、試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日までを記載すること。
- ※2 使用した産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を記載 すること。

镁式第 4 号	
	試験研究中止報告書
秋田県○○保健所長 宛	年 月 日
産業 <u>廃棄</u> 物を信用 〕た試験研究に関っ	(試験研究実施者) 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 する手続要領第8条第1項の規定により報告します。
試験研究の名称	
中止年月日	年 月 日
中止理由	(所属)

(担当者名)

(電話番号)

(メールアドレス)

連絡先